

第 1 6 回教育委員会（定）

開会日時 令和 6 年 7 月 2 5 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分

閉会日時

午前 1 1 時 3 0 分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	高 野 佐紀子
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子

出席事務局職員

事 務 局 次 長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長事務取扱参事	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	富 田 和 己	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	彼 島 勲
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆さん、おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

なお、青木委員からはご欠席の連絡が入っております。

それでは、ただいまから令和6年第16回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長事務取扱参事、金子学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、野田委員にお願いします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第四 議案第22号「板橋区小中一貫教育ガイドラインの改訂について」と、報告(1)「志村小学校 志村第四中学校小中一貫型学校・上板橋第一中学校の改築工事概要について」と、報告(2)「上板橋第二小学校の樹木倒木と近隣住宅の停電について」と、報告(3)「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況についてと、報告(4)「板橋区立小中学校の適正規模および適正配置に関する基本方針」についてと、報告(6)「あいキッズ利用料改定の検討結果について」は、8月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、また、日程第三 議案第21号「次期教育ビジョンの策定の基本方針(案)(案)について」、日程第五 議案第23号「いたばし魅力ある学校づくりプラン2035策定方針(案)について」と、日程第七 議案第25号「板橋区子ども読書活動推進計画2030策定方針(案)について」は、9月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

それでは、議事に入ります。

○請願

日程第一 請願第1号 板橋区の中学校教科書採択に関する請願

(指導室)

日程第二 請願第2号 板橋区内中学校における「歴史教科書」の採択に関する請願

(指導室)

教 育 長 日程第一 請願第1号「板橋区の中学校教科書採択に関する請願」についてと、
日程第二 請願第2号「板橋区内中学校における「歴史教科書」の採択に関する
請願」について。指導室長から、一括して説明をお願いいたします。

指 導 室 長 それでは、「指－1」をご覧ください。

請願第1号「板橋区の中学校教科書採択に関する請願」について説明いたします。

請願の団体名、代表者名、請願項目、請願理由は記載のとおりです。

それでは、請願項目に関する教育委員会における教科用図書採択の取扱いについて説明いたします。

データの3ページ目をご覧ください。

請願項目の1点目、現場教職員及び区民の意見の尊重と紹介、審議についてです。

現場教職員の意見として、学校ごとに学校調査研究報告書を作成し、報告案件として、教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告しております。

また、令和6年6月4日から6月27日までの期間に、区内3か所において、教科書展示会を実施し、区民の方にアンケートを記入していただきました。

その内容は、区民意見として、教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告しております。

これらのことから、採択に当たっては、現場教職員や区民の意見を参考にした協議がなされるものと考えております。

2点目、採択の方法と説明責任についてです。

教科書の採択に当たっては、これまでどおり、合議制の執行機関として委員による議論を行い、様々な意見や立場を踏まえた意思決定を行います。

また、教科書を採択する際も、教育委員会が公開され、後日、先ほどの学校調査研究報告書や区民アンケートとともに、議事録も公開することから、説明責任について十分に果たしていると考えております。

続きまして、3点目の配慮事項です。

教科書は、中学校において主たる教材として使用義務がされている図書であり、生徒の教育を行う上で極めて重要な役割を果たすものです。

採択権者の責任と権限において評価書採択を行うことは、教育委員会のなすべき仕事のうちで最も大切なことの1つであり、板橋区教育ビジョン2025に基づく教育の板橋の実現を図るために、教育や教科書の本質を踏まえた会議になることから、十分な配慮がなされていると考えます。

また、教科用図書の採択は、文部科学省の検定審査に合格した図書の中から行われます。

検定審査では、生涯にわたって自己実現をめざす自立した人間、公共の精神を尊び、国家社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成をめざす教育基本法や学校教育法、学習指導

要領に示す目標などに照らして、適切であるかどうかを審査されています。

また、引用する資料については、信頼性のある適正なものが選ばれており、その扱いは公正であること。さらに主体的・対話的で深い学びの実現に資する指導ができるよう適切な配慮がなされていること。

これらのことから、十分な配慮がなされていると考えております。

次に、今後の教科書採択に向けた請願項目の1点目。

現場教職員の確実な意見収集の方策についてですが、教員を対象とした教科書展示を4つの区立中学校を会場として実施しました。

2点目の教科書閲覧の会場と時間の拡大及びアンケート用紙についてです。

こちらについてですが、法定展示として国が規定している14日間に加え、東京都教育委員会からの通知に基づき、特別展示期間としての10日間を入れた24日間の展示を板橋区教科書センターで実施いたしました。

また、本区独自に成増アートギャラリー、高島平図書館を展示会場として設置し、多くの方に閲覧していただけるよう展示しておりました。

また、区民アンケートに項目を設けているのは、教科用図書審議会が作成した採択基準に合わせることで資料を整理しやすくするためです。

なお、区民アンケートには、項目だけでなく、自由にご意見を記述できる欄を設けており、欄が不足する場合には裏面等にも記入いただけるようご案内しておりました。

以上が、請願第1号になります。

続きまして、請願第2号「板橋区内中学校における「歴史教科書」の採択に関する請願」について説明をいたします。

請願の団体名、代表者名、要望事項、請願趣旨は記載のとおりでございます。

それでは、要望事項に関する教育委員会における教科用図書採択の取扱いについて説明いたします。

要望事項は、資料の2ページ目、その後、趣旨が載っております。

要望事項は望ましい歴史認識に基づいた歴史教科書の採択についてです。

歴史教科書は、子どもたちが歴史を学ぶ上で重要な役割を果たすため、その情報が客観的かつ正確であることが求められます。また、望ましい歴史認識に基づいた教科書の採択を行う際には、以下の点に留意することが重要であるとも認識しております。

1点目として、歴史認識の正確性が挙げられます。

歴史教科書に記載されている情報は、歴史的事実に基づいている必要があり、誤った情報や偏った情報が含まれていると、学習者に誤った歴史認識を植えつけ、ひいては錯覚、偏見を助長することにつながります。

2点目として、人権や思想などに対する配慮です。

歴史教科書には、ジェンダーや民族、宗教など、人権や思想等への偏見が生まれないように配慮することが重要であり、全ての人々の視点等が適切に表現された教科書であるべきと認識しております。

以上の点などに留意しつつ、望ましい歴史認識に基づく歴史教科書の採択に当

たっては、適正かつ公正な選定作業はもとより、歴史教育の質を保ち、学習者が客観的かつ包括的な視点から学ぶことができる教科書の採択に努めていただいているところであると認識しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございました。

それでは、質疑、意見等ございましたらご発言ください。

高 野 委 員 教科書採択につきましては、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるためにも、今回の２件の提案につきましては、いずれも継続して審議するという形でよろしいのではないかと思います。

教 育 長 ありがとうございます。他に、ご意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 特になければ、お諮りいたします。日程第一 請願第１号及び日程第二 請願第２号については、現在、教科書の審議を行っておりますので、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、継続審議とすることでご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。ありがとうございました。

○議事

日程第六 議案第２４号 令和６年度板橋区文化財保護審議会への諮問について
(生涯学習課)

教 育 長 では、続きまして、日程第六 議案第２４号「令和６年度板橋区文化財保護審議会への諮問について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明をお願いします。

地域教育力担当部長 それでは、議案第２４号につきましてご説明をいたします。

議案の資料をご覧いただければと思います。

議案第２４号「令和６年度板橋区文化財保護審議会への諮問について」でございます。

議案の提出日は、令和６年７月２５日。

提出者は、教育長、長沼豊でございます。

このたび３つの案件を板橋区文化財として新たに登録・指定することにつきまして、東京都板橋区文化財保護審議会、こちらに諮問をするものでございます。

１、諮問内容でございます。

1つ目につきましては、典籍で、有形文化財でございます。

中台延命寺所蔵、大般若経 附経櫃・経箱でございます。

2つ目につきましては、歴史資料で、有形文化財です。

十度ノ宮でございます。

3つ目は、考古資料で、有形文化財です。

松月院境内遺跡第1地点出土中世遺物でございます。

提案の理由でございます。

板橋区文化財保護条例に規定する登録文化財、あるいは指定文化財に該当すると思われるため、同条例に基づき諮問するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長

よろしくお願いいたします。

2ページ目をご覧いただきたいと存じます。

令和6年度板橋区文化財保護審議会への諮問概要をご覧ください。

1、新たな文化財の登録・指定です。

3件ございまして、ナンバーの1、中台延命寺所蔵大般若経 附経櫃・経箱。

所在地の方が、板橋区中台3-22-18。

所有者が、宗教法人の延命寺さんでございます。

種類につきましては、有形文化財（典籍）でございまして、内訳といたしまして、経典が600帖、経櫃が3合、経箱が60点でございます。

こちらにつきましては、600のお経を60箱に入れまして、3つの櫃に収納しているというような形でございます。

3ページ目に写真の方をつけさせていただいているところでございます。

2ページ目に戻らせていただきたいと思います。

ナンバー2でございます。

十度ノ宮でございます。

こちらの方は、所在地につきましては、板橋区舟渡2-18。

所有者につきましては、舟渡氷川神社さんでございます。

種類は、有形文化財（歴史資料）で、内訳は一基でございます。

また、3ページ目をご覧いただきますと、写真、案件2といったところで載せさせていただいているところでございます。

また、2ページ目に戻らせていただきます。

ナンバーの3でございます。

松月院境内遺跡第1地点出土中世遺物でございます。

所在地が、赤塚8-4-9。

所有者は、板橋区教育委員会でございます。

種類は、有形文化財（考古資料）。

内訳といたしまして、出土遺物計42点でございます。

板碑が24点、宝篋印塔塔身が1点、宝篋印塔基礎が8点、五輪塔火輪、こちらが2点、陶器の方が7点でございます。

今までご説明しましたナンバー 1 からナンバー 3 の来歴、内容及び諮問理由は、右に記載させていただいているとおりでございます。

本日は、時間の関係で詳細の説明の方は割愛させていただきたいと思います。雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 では、質疑、意見等がございましたらご発言ください。

高 野 委 員 3 番の所有者が板橋区教育委員会というふうになっているのですが、これはどうということなのか、教えてください。

生涯学習課長 出土したものにつきまして、基本的に板橋区の方にいただけるような形になってございまして、教育委員会の所有という形になっているところでございます。

高 野 委 員 では、松月院にあっても、出土したものの所有権は板橋区にあるというわけですね。

生涯学習課長 はい。こちらにいただいているところでございます。

高 野 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 他にございますか。

(異議なし)

教 育 長 なければ、お諮りいたします。日程第六 議案第 24 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

5. 板橋区立教育科学館指定管理者の評価委員会による評価の実施

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 引き続き、報告事項を聴取します。報告(5)「板橋区立教育科学館指定管理者の評価委員会による評価の実施」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 「生－2」をご覧いただきたいと思います。

板橋区立教育科学館指定管理者の評価委員会による評価の実施についてでございます。

1、評価の実施の目的でございます。

教育科学館の指定管理者でありますC T C共同事業体の管理運営業務全般に関しまして、指定管理者制度導入目的等にとり、適正に管理運営されているか、客観的に評価検証を行い、その結果を施設の管理運営に反映させるために実施するものでございます。

2、評価委員会の概要につきましては、資料の1、資料の2のとおりでございます、(3)の評価委員会の開催予定につきましては、第1回評価委員会が令和6年8月30日金曜日、こちらが現地の調査及び指定管理者のヒアリングでございます。

②といたしまして、第2回の評価委員会として、令和6年9月25日水曜日に総合評価を行う予定でございます。

3、教育科学館指定管理事業者でございます。

(1)事業者の名称が、C T C共同事業体。

代表企業につきましては、記載のとおりでございます。

構成企業につきましても、記載のとおりでございます。

(2)指定管理期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までということでございます。

運営状況の概要につきましては、資料3のとおりでございます

2ページ以降に、委員会の委員の名簿、それから、評価要領、その後に評価基準、それから、教育科学館のところの評価のシート等もつけさせていただいております。こちらの内容につきましては、かなり細かくなっておりますので、説明は割愛の方をさせていただきたいと思っております。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございました。

それでは、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

この評価委員会が1回目、2回目と開かれて、その後、この結果がまた委員会に報告され、当該事業者にも報告が行くということですか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりでございます。 教育委員会と、あとは区議会の方に報告をさせていただく形でございます。

教 育 長 他によろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上につきまして報告を承りました。

では、次に、教育委員会次第にはありませんが、何か追加報告事項はございますか。

(なし)

教 育 長 なければ、先ほど申し上げましたとおり、日程第三、日程第四、日程第五、日程第七、報告（１）、報告（２）、報告（３）、報告（４）、報告（６）については非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。
ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

教 育 長 それでは、議事に入ります。

○議事

日程第三 議案第２１号 次期教育ビジョンの策定の基本方針（案）について
(教育総務課)

教 育 長 日程第三 議案第２１号「次期教育ビジョンの策定の基本方針（案）について」、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 よろしく願いいたします。

議案第２１号「次期教育ビジョンの策定の基本方針（案）について」、議案を提出いたします。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

本議案でございますが、教育ビジョンは教育基本法第１７条２項に定めます教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものでありまして、次期ビジョンの策定に当たり、方針を審議し、教育委員会として決めていただく必要があります、提出したものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長事務取扱参事から説明させていただきます。

教育総務課長 それでは、説明いたします。

資料の方は２ページ目をご覧ください。

こちら、今回、ビジョン策定の基本方針について取りまとめましたので、ご説明いたします。

まず、Ⅰ策定の背景・目的というところで、まず板橋区では、おおむね１０年後の将来の姿を基本構想で示しまして、その実現に向けた総合的な計画として、板橋区基本計画を策定しているという状況でございます。

その中で、２つ目の丸の部分、基本構想で示されました教育分野の将来の姿を実現するために、法律に基づきまして区長が定めます教育大綱、これの下に、中長期的な施策体系を定めて、総合的、計画的に推進していく指針として、令和７年度までを計画期間とした、板橋区教育ビジョン２０２５を現在、策定しております。

３つ目の丸になりますが、今年の２月に、次期板橋区基本構想・基本計画の策

定方針が示されたところであります。

さらには、同じく今年7月には、総合教育会議におきまして、次期板橋区教育大綱を策定することが示されました。

さらに4つ目の丸になりますが、国が示します令和の日本型学校教育の構築におきましては、学校の働き方改革、GIGAスクール構想の実現、新学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定等の取組が進められておりまして、区を取り巻く教育環境は、現在のビジョンの策定時から大きく変化しておる状況でございます。

最後の丸です。これらを踏まえまして、次期基本構想・教育大綱・基本計画と連携を図りながら、次期板橋区教育ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

Ⅱ教育ビジョンの位置づけでございまして、1つは、1つ目の丸、次期教育ビジョンにつきましては、現行ビジョンと同じくですが、教育基本法に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定をしてまいります。

2つ目は、基本構想で示された教育分野の将来の姿、教育大綱における教育施策の方向性の実現に向けて、基本計画との連携・整合性を図りながら、中長期的な施策体系を定めて、総合的、計画的に推進していく指針として策定をしてまいります。

右側の方に移りまして、Ⅲ計画期間でございます。

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間というふうにいたします。

Ⅳ策定の基本的な考え方・方向性でございます。

3つございます。

1つ目、(1)「教育は人が幸せに生きるためにある」、このことを価値前提といたします。

2つ目です。(2)一人ひとりの幸せのかたちに即した多様な学びを推進してまいります。多様性を重視いたします。

3つ目、(3)こども基本法の基本理念を尊重いたします。

子どもの声をしっかりと聞いたり、子どもを中心に据えて様々な施策展開を図っていくという考え方でございます。

その下もありまして、Ⅴ、検討体制です。

1つ目、(1)外部検討委員会の設置ということで、ビジョン2035検討委員会、こちらを設置して検討してまいります。

(2)庁内の検討体制でございます。

庁内に関係部署による策定本部を設置しまして、上記(1)の検討委員会に付議・報告する議題等を審議、調査、検討する、このような二本立てで進めていきたいと考えております。

最後、Ⅵ主なスケジュールでございます。

5月から先行して、検討委員会を設置して、委員の委嘱をして、全6回の予定で開催を始めてございます。

今年９月には教育ビジョンの策定方針、こちら、今回のものですが、こちらを今日ご承認いただければ、議会報告まで進めてまいりたいと思います。

さらに年が明けて、令和７年６月には骨子案、これは中間のまとめになりますが、を公表して、同年１２月には教育ビジョンの素案、こちらをお示しします。

その上で、パブリックコメントを募りまして、令和８年３月に策定・公表、このようなスケジュールで進んでいきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第三 議案第２１号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第四 議案第２２号 板橋区小中一貫教育ガイドラインの改訂について

(指導室)

教 育 長 続いて、日程第四 議案第２２号「板橋区小中一貫教育ガイドラインの改訂について」、次長と指導室長から説明願います。

次 長 よろしくお願いたします。

議案第２２号「板橋区小中一貫教育ガイドラインの改訂について」ということで、議案を提出するものでございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

本件でございますが、令和２年１月に発出をし、令和４年２月に改定したこの板橋区小中一貫教育ガイドラインでございますが、小中一貫型学校（施設一体型）等の関係につきまして、追記をする状況になってまいりました。

これを受けまして、教育行政の運営に関する一般方針の確定に関するところでございますため、教育委員会の決定を受ける必要があつて提出するものでございます。

詳細につきましては、指導室長の方から説明させていただきます。

指 導 室 長 それでは、「指－３」の小中一貫教育ガイドラインの改訂についての概要版の

方をご覧ください。

こちらを基に、小中一貫教育ガイドラインの内容についてお伝えいたします。

まず左上、「小中一貫教育にかける思い」というところがございます。

板橋区教育委員会では、学校教育の使命を、子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる居場所を作ること、それから、子どもたちが自己実現を達成するための確かな学力の定着・向上を図ることと捉えており、その手段の1つとして小中一貫教育を推進いたします。

また、その下です。

板橋区における小中一貫教育の目的、それから、目標についてです。

板橋区における小中一貫教育の目的は、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の解消、それから、小学校から中学校までの義務教育9年間の中で資質・能力を育成する。

それから、学びのエリアを核とした地域教育力の向上を基盤とした魅力ある学校づくりの推進、この3つでございます。

また、小中一貫教育の目標といたしましては、学力の定着・向上、自己肯定感の高揚、健全育成、社会性の向上、学校観・子ども観・指導観・授業観、いわゆる「観」の見直し・共有、それから、ICTの活用かと思えます。

この下に小中一貫教育の6つのポイントということで挙げさせていただいており、ガイドラインの中には、そちらについて記載がされております。

続きまして、右上のところにありますが、主な変更点についてお伝えいたします。

変更点につきましては、実際のガイドラインの方をご覧くださいというふうに思います。

1つ目ですが、データで言うと4ページ、5ページに当たるところをご覧ください。

小中一貫教育の目標についてですが、従来の目標に加えて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、それから、子どもたちが主体的に学べる「多様な学び」について加筆しております。

また、ICTの活用について、1人1台端末を活用した児童・生徒の学習指導、生活指導についても加筆をしております。

続いて、データで言うところの6ページをご覧ください。

小中一貫教育のスケジュールについてです。

現在までの実施内容が記載されておりますが、令和6年から10年度の予定に、志村小・志村四中の小中一貫型学校、（仮称）志村城山学園の設置について記載をしております。

続いて、データで言うと20ページ、21ページのところになります。

20ページからは、特別支援教育の充実についてです。

こちらでも個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実について記載するとともに、令和4年度から設定いたしました特別支援学級における交流エリアについても記載をしております。

最後です。データで言うところの22ページをご覧ください。

こちらが、小中一貫型学校（施設一体型）について、こちらのページを項目立てして、報告、追記している内容になります。

小中一貫型学校は、区の小中一貫教育のパイロット校として、その取組や効果を学びのエリア内や全区的に波及されることを役割としております。

ねらい及びコンセプトにつきましては、「場所をつなぐ・人をつなぐ・学びをつなぐ」、それと「児童・生徒の「学び」と「心」を育む」となっております。

施設一体型という利点を生かし、小学校と中学校の距離を縮めて、場所をつなぎ、児童・生徒、小中学校の教職員が同じ施設で教育活動を育むことで、人をつなぎ、場所と人がつながることで学びをつなげるができておると考えております。

また、小中一貫型学校に向け、同じ学びのエリアの小学校に先駆けてできる事例ということで掲載をしております。

例えば小学校教科担任制の実施における中学校の教科センターの活用や、小中合同の授業研究、小学校と中学校における異学年交流等の教育活動を例として、実態に応じて、また実施可能な範囲において行うことができると示しております。

さらに制度を整備することとなりますが、小中で1つのコミュニティ・スクール委員会を設置することもできるというふうに書かれております。

説明は以上になりますが、概要版の方には、参考として、区と国の動向が分かるように、小中一貫教育に向けた主な経緯を記載しております。

現在は学校教育に関わる状況が大きく変化している時期でございます。それに合わせて本ガイドラインが学校、地域、教育委員会が一体となって、子どもたちの生涯学び続ける力を育てるためのものとなるように、教育委員会として発信していきます。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたらご発言ください。

高 野 委 員 これを読ませていただいて、コミュニティ・スクールに関しての小中一貫の進め方というようなところで、実態とここに書かれていることの比較で、実態が遅れているなという印象を持ちました。

令和6年からのスケジュールに関しては、大雑把なことが書かれているのですが、この辺に関しては、今後どのように進めていく予定があるのか教えてください。

地域教育力推進課長 先ほどお話があったとおり、小中一貫型、施設一体型の学校のコミュニティ・スクール委員会につきましては、制度整備上、そのようなことができるという形の制度整備ができていない。

同じ学びのエリア内で小中の1つのコミュニティ・スクールが既にあつたりして、そういうことはできているのですが、そのようなことについては、今、制度整備をしようという準備を進めているところです。

そのような制度整備と合わせまして、そのような同じ施設内での施設一体型の小中一貫学校でのコミュニティ・スクールの在り方については、少し準備を進めていきたいというふうに考えています。

高野委員 あと、学びのエリア内での研修とか、年間3回、一緒に先生方の交流が行われているかと思うのですが、コミュニティ・スクールに関しては、そもそも1校1校で一緒にやっている学校もありますが、それ以外の多くの場合は、なかなか年間5回のコミュニティ・スクールの開催予定という中で、エリアでも合同開催というのはなかなか難しくなっているなというのを感じています。

その辺りも、施設一体型以外のものについての進め方も、今後、検討いただいて、このガイドラインに示されたことが実現できるようにしていただきたいなというふうに思います。

地域教育力推進課長 分かりました。今後、そのようなことを踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

教 育 長 それでは、他にいかがでしょうか。

善本委員 よろしくお願いいたします。

私も拝見して、ここでめざすということの中で、個別最適化であるとか、ICTというふうなことについても、これは令和の日本型学校教育の中教審の答申に基づく部分が大きいと思いますが、もうこれも出てから3年以上経っているので、この先の未来に向けてというときには、もちろんそれを踏まえていただくということはとても大事だと思うのですが、今動いていることは何なのか、そのICTの在り方とか、個別最適化についても、非常に速いスピードでいろいろなことが動いていると思いますので、国の基本的な理念についてしっかりと踏まえていただきつつ、最新の事態を踏まえていただくとか、今で言えば、本当に急速に少子化が進んでいますので、本当にそのスピードが想像以上に速いということも踏まえて、リアルタイムの課題と共に、考えていくということも大切にしていただければ、非常にありがたいかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

指導室長 ありがとうございます。小中一貫教育ガイドラインということで、現在進行しているところを踏まえながら作っておりますが、実際に小中一貫教育に限らず、教育の場面においては、そういう先んじてというか、今の流れを捉えていくことが大事だと思いますので、それに限らず、委員のお言葉を大切にしながら進めていきたいと思います。

善本委員 よろしくお願いいたします。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第 2 2 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、今質疑があった部分も気をつけながら運用していただくということで、よろしくお願いいたします。

○議事

日程第五 議案第 2 3 号 いたばし魅力ある学校づくりプラン 2 0 3 5 策定方針
(案) について

(学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、続いて、日程第五 議案第 2 3 号「いたばし魅力ある学校づくりプラン 2 0 3 5 策定方針 (案) について」、次長と学校配置調整担当課長から説明をお願いします。

次 長 よろしく願いいたします。

議案第 2 3 号「いたばし魅力ある学校づくりプラン 2 0 3 5 策定方針 (案) について」、議案を提出するものでございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

本件につきましては、平成 2 8 年度から 2 0 年間を計画期間とする「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の後期 1 0 年、1 0 年間の計画として策定します「いたばし魅力ある学校づくりプラン 2 0 3 5」の策定方針について、教育委員会の決議を受ける必要があるため、提出したものでございます。

詳細につきましては、学校配置調整担当課長の方から説明させていただきます。

学校配置調整担当課長 それでは、議案第 2 3 号の、別紙の資料に基づきましてご説明させていただきます。

策定の背景・目的は先ほど次長から説明させていただきましたが、こちら平成 2 6 年 2 月に 2 0 年間を期間といたしました魅力ある学校づくりプランを策定してございます。

そちらは学校の老朽化対策、また適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、教育環境の充実による魅力ある学校を整備するため策定したものでございます。

こちらのプランは、現在、前期計画期間中で、この計画に基づき、学校整備中でございますが、今度、令和 8 年度から後期計画の期間に入ってくることを受け

まして、この期間における整備を着実に進めるために、いたばし魅力ある学校づくりプラン２０３５を後期計画として策定するものでございます。

また、こちらの策定に当たりましては、せんだって、魅力ある学校づくり審議会における答申を、今年４月に、また、本日、後ほど報告させていただきますが、板橋区立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針、こちらは７月決定のものになります。この答申、または基本方針を基にこちらの本プランを計画、検討していくものでございます。

位置づけといたしまして、Ⅱ魅力プラン２０３５の位置づけに概略図を書かせていただいております。概略図の左上の方に答申、またこの答申を受けての基本方針、そして、この下に魅力ある学校づくりプラン２０３５を策定するといったところを図示させていただいております。

右のページに、右上に計画期間がございまして、こちらの魅力ある学校づくりプラン２０３５の期間につきましては、令和８年度から令和１７年度までの１０年間となっております。

そして、次の策定の基本的な考え方・方向性、２点ございます。

１点目が、多くの学校が答申を控えている状況や、将来的に児童・生徒数が減少する可能性を踏まえつつ、前期計画に続き、老朽化対策、また、適正規模・適正配置の視点から、充実した教育環境の整備を進めるというもの。

また、新しい時代の学びや子どもたちを取り巻く環境の複雑・多様化に対応していくため、魅力ある学校づくりをめざすというものでございます。

Ⅴ検討体制でございます。

こちらは、先ほど申し上げたように、学識経験者、区民委員の方などによる審議会により、区が今後取るべき具体的な考え方、方策についての検討結果が答申されてございます。こちらの答申を受けて、区が定めた基本方針に基づき、本プランを検討してまいります。

今後の検討体制といたしましては、庁内で関係部署による検討組織を設置し、検討を進めてまいります。

最後、スケジュールでございます。

こちらは今年９月に議会報告をさせていただきまして、１１月に骨子案、年が明けて、素案、パブリックコメントと続き、５月には策定・公表という形で進めてまいりたいと思っております。

説明の方は以上でございます。

教 育 長 質疑意見等ございましたらご発言ください。

先ほどの教育ビジョン２０３５の方も準備が進められて、協議が始まっていますが、ちょうどその内容ともリンクすることもあると思いますが、概略図を見ますと、教育ビジョン、いたばし学び支援プランも、その内容を踏まえた上で作っておりますので、当然、内容の精査というのを両方でやっていくということになるのでしょうか。

学校配置調整担当課長 おっしゃっていただいたとおり、こちら教育ビジョン2035をこれから策定していくというところでございます。その辺り、当然この中身を確認しながら、並行して策定を進めていくというところでございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 なければ、お諮りします。日程第五 議案第23号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第七 議案第25号 板橋区子ども読書活動推進計画2030策定方針
(案)について

(中央図書館)

教 育 長 続いて、日程第七 議案第25号「板橋区子ども読書活動推進計画2030策定方針(案)について」、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第25号についてご説明いたします。

議案の資料をご覧ください。

議案第25号「板橋区子ども読書活動推進計画2030策定方針(案)について」でございます。

議案の提出日は、令和6年7月25日。

提出者は、教育長、長沼豊でございます。

本議案につきましては、中央図書館が所管しております板橋区子ども読書活動推進計画、こちらの令和8年度から始まる第4期の計画の策定方針につきましてご審議いただくものでございます。

詳細につきましては、中央図書館長よりご説明申し上げます。

中央図書館長 中央図書館でございます。

資料の一番最後のページ、1枚になっているものでご説明をさせていただきます。

字が小さくて恐縮なのですが、ページの左側の上のところでございます。

1、策定の背景及び計画の位置づけでございます。

法的背景としては、平成13年に成立した子ども読書活動の推進に関する法律、こちらに基づき、国及び都が子どもの読書活動の推進に係る計画などを策定して

いるところでございます。

これにならい、板橋区でも、平成23年度以降、板橋区子ども読書活動推進計画を策定しており、以来、これに基づき、読書活動に係る施策を推進しているところでございます。

また、板橋区子ども読書活動推進計画、こちらは中央図書館が所管となっている計画でございます。国・都の計画の他に、板橋学び支援プランやいたばしN o. 1 実現プランなどと連携、整合を図って策定していくものでございます。

ページの右側の枠の中に移ります。

2、計画策定に向けてでございます。

計画の期間でございます。

本計画は5年間の計画となっております。今回、策定する第4期計画は、令和8年度、2026年度から令和12年度、2030年度までの期間となります。

対象につきましては、18歳以下の子どもが対象ではあるものの、主に乳幼児から小・中学生の子どもへの施策が中心となっております。

そうはいつても、プレママ、プレパパであったりとか、子育て世代なども含め、事業を行っているところもございますので、こちらの対象以外を除外するものではございません。

3の計画策定に当たってでございます。

中央図書館が中心となり、事務局を運営してまいります。

計画策定に当たっての検討委員会を設置し、意見聴取を行うものでございます。

その上で、こちらの教育委員会にて審議、決定を図るとともに、庁議にて報告を行ってまいります。

4以降には、今回の策定の方針などを示しております。

5において、国・都の現行計画については、令和5年度から既に新たな計画が策定されております。4つの方針が示されていることを記載してございます。

一方で、都の計画につきましては、令和7年度までの計画となっております、区と同様に、令和8年度から新たな計画が策定される予定となっております。

こちらで新たな方針が示される可能性がございますので、適宜、整合性を図っていくという形になります。

6でございます。

3つの基本方針の案でございます。

区では、これまでの内容を踏まえて検討を行っていく予定ですが、国の基本方針にある不読率の低減及びデジタル社会に対応した読書環境の整備、こちらの2点につきましては、各政策、事業に横断的に関わるものかなと考えております。

また、子どもの視点だけでなく、地域や学校における視点などが必要な要素であると考えているため、板橋区の子ども読書活動推進計画2030では、こちらの3つを基本方針として検討していきたいと考えております。

1点目は、子どもの視点に立った取組を実施し、読書の習慣化をめざす。

2つ目、こちらが地域などの支援になります。身近な人々の協力によって、子どもが自由に本と触れ合える環境を作る。

3つ目でございます。多様な子どもたちに適応した読書に関する制度・施策を整備する。

こちらの3つの中には、障がいのある子どもや、日本語以外の言語を話す子ども、学校に通っていない子どもなどへの施策を含めて、読書バリアフリー法の考え方も盛り込んでいく予定となっております。

こちらの3つの基本方針に基づき、各施策についての取組を類型化し、9つの類型に整理していく予定でございます。3つの方針から9つの類型といった形でございます。

この他にも、区のブランド戦略である絵本のまち、こちらの視点を踏まえて施策、事業を整備していきたいと考えております。

7、検討体制、8に主なスケジュールを記載させていただいております。

説明については、以上でございます。

教 育 長 では、質疑意見等がございましたらご発言ください。

私から、先ほどと同じ質問になりますが、教育ビジョン2035といたばし学び支援プラン2028の策定の協議が始まっています。

当然、その内容も踏まえた上で、中身を見ながら策定をしていくということになりますね。

それから、先ほどの話で、東京都の方もこの同じプランが協議、準備進行中ということですので、その中身も踏まえて作っていくということになりますか。

中央図書館長 はい、おっしゃるとおりでございます。

例えば、新たな政策の方針などが示された場合には、また、我々の方針の中に盛り込んでいくような形になるかと思えます。

教 育 長 はい。他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 よろしければ、お諮りします。日程第七 議案第25号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それではそのように決定します。

議案は以上です。

続けて、報告事項を聴取します。

○報告事項

1. 志村小学校 志村第四中学校小中一貫型学校・上板橋第一中学校の改築工事

概要について

(新－１・新しい学校づくり課)

教 育 長 報告（１）「志村小学校 志村第四中学校小中一貫型学校・上板橋第一中学校の改築工事概要について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 新しい学校づくり課長です。

「新－１」をご覧ください。

こちらは、この後９月に行われる第三回定例会、こちらの方でこの改築工事２校のものについて、契約案件として審議いただく予定です。

契約案件になると、企画総務委員会という委員会で審議される形になりまして、その前段階として、教育分野について審議していただく文教児童委員会に、８月の閉会中の委員会にご報告するという事になっております。

「志村小学校 志村第四中学校小中一貫型学校の改築工事概要」の議事録については文教児童委員会報告後に公開いたします。

「志村小学校 志村第四中学校小中
一貫型学校の改築工事概要」の議事
録については文教児童委員会報告後
に公開いたします。

続きまして、7 / 14 ページをご覧ください。

上板橋第一中学校改築工事の概要になります。

こちら、4、敷地面積、1万2,000㎡強。

構造については、校舎棟が鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上5階建て。

屋外倉庫棟は鉄筋コンクリート造です。

8 建築面積が4,000㎡弱。

9 延べ床面積が1万㎡強。

10 最高高さ22mというところになっております。

12、主要諸室については、同じく図面の方で説明させていただきます。

9／14をお開きください。

全体の配置図になっております。

現行の上一中と配置自体はほぼ同様ということになっております。

北側に環状七号線、こちら側に沿って校舎棟がございます。

東側、右側に東武東上線がありますが、こちらの近くに体育館、南側に校庭というつくり、配置になります。

10／14、こちらは1階の平面図になっております。

校庭に面した、校舎の真ん中に職員室を用意します。

一番右上の方に開放テラスというところがあったり、地域連携ルームというものを整備しまして、地域のことに使うというスペースになるかなというふうに思っております。

その右下の方に体育館が整備されております。

続きまして、11／14ページ、2階の平面図です。

一番左側の方に特別支援学級教室です。

それから、その特別支援教室のスペースの真ん中にオープンスペースという形になっています。

少し右の方にずれていただいて、中央より少し右がエレベーター、校舎の真ん中にメディアセンターつまり、図書室を設けるという形になります。通路をまたいでスペースというところで、生徒が行き来する際に本を目にしやすくなる、手に取りやすくなることをイメージして計画しているものになります。右側に武道場を整備します。こちらは災害時等も使うということを想定しています。

12／14ページ。3階平面図になります。

こちらは理科系と数学系。こちら中学校なので、教科センター方式です。

理科と数学と、理数系をそろえていて、それぞれの数学のメディアスペースであったり、理科のメディアスペース、それとセットで、専科の教室とホームベースがあるということになります。

13／14ページ。

こちらは、4階の平面図になっております。

こちらが国語と社会関係の教室のフロアになっておるところです。

14／14ページ。

5階平面図。こちらに屋上プールというところで整備するということになっております。

すみません、説明が長くなりましたが、本日の2校の改築工事概要については以上になります。

教 育 長

高 野 委 員

「志村小学校 志村第四中学校小中
一貫型学校の改築工事概要」の議事
録については文教児童委員会報告後
に公開いたします。

新しい学校づくり課長

教 育 長

野 田 委 員

新しい学校づくり課長

学校配置調整担当課長

野 田 委 員

教 育 長

他に、いかがでしょうか。
よろしいですか。

いよいよ建築ですね。いつ頃からですか。

新しい学校づくり課長 予定どおりであれば、今年度中には工事契約をして、工事という予定ですが、少し入札の関係などもあるので、多少少しスケジュールの変更というようなものもあるかもしれません。

教 育 長 ありがとうございます。
では、よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

2. 上板橋第二小学校の樹木倒木と近隣住宅の停電について

(新－2・新しい学校づくり課)

教 育 長 では、次に参ります。報告(2)「上板橋第二小学校の樹木倒木と近隣住宅の停電について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 お願いします。「新－2」をお開きください。

こちらは既に速報という形では、一度、本教育委員会でもご報告させていただいたものになりますが、こちらについても、この後の文教児童委員会に報告をするというところで、形式を整えて、今回、改めて報告させていただくというものになっております。

事故の概要については、6月29日深夜、上板橋第二小学校南側の樹木が倒れてしまった、それによって電線に引っ掛かってしまい、140世帯が復旧の際に停電が発生してしまったというものになっております。

原因については根腐れというところで、根が腐っていたところで支え切れず倒れてしまった。

3の議会・近隣住民等への対応。

上板第二小学校全保護者に対してメールで事故の報告、あと、停電の区画になってしまった全住民に対しては、職員によってポスティングを行いました。

C S委員に対しては、近隣住民に配布したおわびの文書を学校経由で配布させていただきました。

あと、区議会議員、こちらについては、メールでの情報提供。教育委員会については、前回と今回を併せて事故概要報告とさせていただきます。

4、再発事故防止策についてです。

まず、(1)上板橋第二小学校内の危険樹木の伐採と専門家による点検というところで、危険性のある隣接して立っていた樹木、こちらについては既に伐採を行いました。

この木以外についても、一定規模以上の樹木については、専門家による診断、こちらをこの後かけていき、危険性の高いものについては早急に伐採をかけてい

くという対応を取ります。

この学校以外の学校、区内全校については、各学校にセルフチェックができるような点検表を送付して、現在、点検を行っていただいているところです。

それと併せて、こちらも一定規模以上のものについては、専門家の診断をかけるというところを、今、準備を進めているところになっておりまして、準備が整い次第、診断を行い、危険性が確認できるものについては伐採をかけるといったところを想定しているところでございます。

報告は以上です。

教 育 長 それでは、質疑、意見等ございましたらご発言ください。

高 野 委 員 迅速な対処をしていただいて、大きな被害が出なくてよかったなというふうに思っております。

4 番の再発事故防止への対策というところがこれから大切なのかなというふう
に思っているのですが、（２）の区内全校への対応というところで、学校整備週
間で学校を回っていくことがあります、そのような中にこの件を取り入れると
いうことはいかがでしょうか。

今でも点検もされていると思うのですが、整備週間に学校を回りますので、そ
こで、もう一度、点検するということは可能でしょうか。

教育総務課長 すみません、年に月間を定めてチェックをしております。チェック・評価の項
目は常に見直しはしており、例えばコロナ禍は、感染症の項目が入り、今回はこ
れが初めてということになると思いますし、くぎの問題というのもこれが入った
りというのもありますので、一連のところでチェック項目を設定して、新たなも
のを追加することは可能ですので、その辺りは、今年度に向けて、今ちょうど項
目立てをしていますので、検討項目に加えたいと思います。

ただ、今回の報告もそうなのですが、どこまで外観から目視でできるかとい
うのはなかなか難しいかなと。

昨日もちょうどダウンバーストか何かで埼玉で一斉にかなりの木が倒れていま
すが、あれもどこまでチェックできるかというのがあって、樹木の診断が、今回
も色々なプロの知見の活用の中で、それでもどこまで分かるか分からないの也有
りますので、その辺りは要素としてはありますが、そのようなことを新しい項目
に入れるべく検討を加えます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

（なし）

教 育 長 それでは、次に参ります。

○報告事項

3. 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況について

(配－1・学校配置調整担当課)

教 育 長 報告(3)「「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 では、「配－1」の資料です。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況でございます。

こちら、年度に2回報告をさせていただいている内容となっておりまして、前回、1月に報告させていただいておりますので、以降の進捗につきまして報告となります。

対象期間のグループは、1のとおり、第2期のこちらの2つのグループ、上一中、上三中、また、志村小、志村四中となっております。

第3期が、こちらの2つのグループ、向原小、上二小、また、板一中、板五中となっております。

内容の方に参ります。

2、各グループの進捗状況で、まず、Dグループの上三中でございますが、こちらは維持改修という形で、昨年度から内部改修を中心とした工事が入っておりまして、こちらは夏休みを中心とした工事が進んでございます。

続きまして、(2)の上一中(改築)につきましては、改築の内容につきましては、先ほどの報告事項でご報告のとおりでございますが、こちらは検討会を実施してございました。

こちらは、昨年度末、今年の2月で改築検討会のまとめというのをまとめていまして、検討会を終了してございます。検討した内容といたしましては、通学区域の内容につきまして、新たに改築に伴い、広げていくということ、また、中学校の建築計画について意見集約をしたということになります。

工事進捗では、この4月より校舎の解体工事を行ってございます。

次のページが、(3)の志村小・志村四中でございます。

こちら、上一と同様に検討会を実施してまいりまして、同じように検討のまとめというのをまとめてございます。

これまでの通学区域であったり、学校名、そのようなものに対しての検討結果をまとめさせていただきまして、こちら昨年度末で検討会を終了してございます。

中ほどの②ですね、出張説明という形で行ってございます。

1月には、新入生の保護者が入学に当たっての書類を持ってくる、そのような日がございましたので、そのようなタイミングに合わせまして、パネル展、また、5月には、土曜プランに合わせまして、パネル展、出張説明という形で行ってございます。参加いただいた方から、新しい学校に対しての非常に期待する声をいただいているところでございます。

3、第3期の進捗状況でございます。

まず、（１）の向原小、上二小につきましては、こちら昨年１２月に公表させていただいた方針でございますが、将来推計によると、両校が統合した場合、過大になるため、それぞれ、おのこの別で整理をしていく。

向原小については、改築の方向、また、上二小については、昭和４２年に建てられた建物であるということから、別途、施設改修を検討しているといったところでございます。

次のページの（２）板一中、板五中でございますが、こちらも別々で整備をしていき、かつ、各々昭和３０年代に建てられた建物であるということから、おのこの改築の方向で検討していくというところでございます。

今後、スケジュール等、検討、調整を行った後に、各学校のＣＳ委員会、支部長会議において進捗状況等の説明を行ってまいります。

最後、４、大規模集合住宅建設集中に伴う教室不足対応でございます。

まず、こちらは板橋四小が、増築といった形で、今年の５月から増築に向けた基本設計を行ってまいります。令和８年度からの工事に向けて設計を行ってまいります。

続きまして、（２）の板六小でございます。

こちらは、今年の５月から改築に向けた基本構想・基本計画の策定を進めております。令和９年度からの工事に向け、引き続き、基本構想・基本計画の策定を行ってまいります。

また、こちらは改築となりますので、検討会を立ち上げてございまして、さきの７月１２日に第１回の検討会を行いまして、地域から見た板六小らしさや校風、また学校のよいところについて意見交換を行っているところでございます。

次の検討会は、９月４日に開催予定となっております。

こちらの項目につきまして、ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、質疑意見等ございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 志村四中・志村小学校のことでは、ずっと丁寧に説明をしていただいてありがとうございました。

保護者向け出張説明会を開催することで、実際に利用する方たちの前向きなご意見を伺えてよかったなというふうに思っております。

他の改築、新築が続々と計画されておりますが、そのようなところでも、志村四中のところでやったようにとか、上一中のところでやったように、検討会などで皆様からのご意見を十分に聞いて丁寧に進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

学校配置調整担当課長 ありがとうございます。引き続き、やはり保護者の方、地域の方、改築事業に関わる全ての方、丁寧にご意見をいただきまして、しっかり計画を進めてまいります。ありがとうございます。

教 育 長 はい、他にいかがでしょうか。
 よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

4. 板橋区立小中学校の適正規模および適正配置に関する基本方針

(配－2・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、次に参ります。報告(4)「板橋区立小中学校の適正規模および適正配置に関する基本方針」についてです。学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 では、続きまして、「配－2」の資料ですが、「板橋区立小中学校の適正規模および適正配置に関する基本方針」でございます。

 こちらは概要資料と本編の資料がございますが、概要資料に基づいてご説明させていただきます。

 こちらは、先ほどもございましたが、審議会の答申を受けまして、区の方で定める基本方針になってございます。

 方針の策定といたしましては、今、教育現場が抱えている教育環境、また、社会状況、施設設備の状況を踏まえて、適正規模・適正配置に関する考え方を再整備するということと、また、新しい時代の学び、教育環境の複雑多様化に対応する、そのようなところを、今回、方針として出させていただいてございます。

 第2章の区立学校の現状につきましては、ご覧のとおりでございます。

 こちらはオレンジ色とグレーの色で表がございましたが、昭和30年代の学校につきましては、現在、改築・改修の実施済、また計画の方向づけがされているところでございますが、昭和40年代のもの、こちらグレーのものでですね、小中ともに残っておりますが、こちらが、今後、対応を考えていくボリュームゾーンというふうになってございます。

 第3章の学校整備の基本的な考え方といたしましては、この6つの点、教育環境の充実からバリアフリーまでを魅力ある学校施設と考えており、この老朽化対策と適正規模・適正配置、そのようなものを一体的に進めていく、新たな教育課題への対応を含めた、総合的、多面的な整備をかけていくとしてございます。

 次のページへ行っていいただければと思います。

 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方ですが、教育上望ましい規模として、学校規模を、小中とも12から18学級、また1学級当たりの人数は明記しないとしてございます。

 こちらの理由につきましては、国の法令で、小中ともに12から18学級を標準としているところ、また、予算や制度面の課題により、少人数学級編制が困難であるところ、また、学級人数にかかわらず、様々な人材配置等の工夫により、

個別最適な学びと協働的な学びの実現に取り組んでいる状況があるというところから、こちらの見直しを図ったものでございます。

適正配置の観点から、通学区域・通学距離につきましては、主に通学距離については、小学校1.0km、中学校1.5kmが基本というところは特段考え方は変えていないところでございます。

また、小中一貫型学校の設置条件という形で、今回、少し踏み込んだ表現をしてございます。

設置要件として、適正規模の学校になるというところ、また、十分な教育環境や活動環境を確保するところ、そして、通学区域が整合するというところというふうに書かれてございます。

続きまして、第5章の適正規模・適正配置に向けた取組では、こちらは魅力ある学校づくりプラン2035策定に当たっての整備対象校としては、昭和40年代に建てられた学校、過小規模が進行している学校、児童・生徒数の増加により対応が必要な学校等を対象としてございまして、整備手法の工夫、整備時期の分散により計画的に対応してまいります。

また、こちら過小規模校への対応というところで、こちらの表、少し見にくくなってしまっていますが、拡大してご覧いただければと思います。

これまで、区の学校規模が小さくなることに関しては、特段、有効な策というところでは事前の情報共有というところにとどめさせていただいていたところでございますが、過小規模化への対応というところで、規模回復に向けた取組を、仕組みとして整えさせていただきました。

具体的に申し上げますと、5年以内に学級数が過小規模になる学校を小学校では6学級以下、中学校では5学級以下と規定してございますが、過小規模になることが予測されるときには、学校、また、学校関係の方と情報共有を行い、規模回復に向けた取組を実施し、決定し、学校及びソフト面を軸に学校運営の方向性を協議しまして、地域と一体となって、この規模回復に向けた取組を行っていく、そのようなところを、仕組みとして、今回、追加させていただいたものでございます。今回、こちらの変更はかなり大きな部分にはなっております。

最後の部分ですが、新たな教育環境を見据えた学校施設整備といったところでは、施設整備に求められる視点や考え方として、新たな教育環境に対応しやすい施設、将来的な子どもの減少を見据えた転用可能な施設、最後に多様な居場所の充実という形で、施設整備が求められる視点を考え方として整理してございます。

こちらの内容につきまして、説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、何か、質疑、ご意見等ございましたらご発言ください。

高 野 委 員 最後に説明のあった小規模校への対応という点、やはり傾向が見られたら早目に学校と地域で話し合っていたとすることがとても大切だなと思いました。
過去にもそういう学校があって、地域が動いていただいて、今ではもうそうい

う問題が全くなくなった学校などもあります。

問題が大きくなる前に、皆さんで知恵を出し合って考えを進めていくということが大切だと思いました。

学校配置調整担当課長 ありがとうございます。そのような、学校と地域が一体になって取組をして、規模回復への取組みがしっかりできていければなと思ってございますので、やはりそうであってもなかなか厳しい場合につきましては、やはり教育環境整備の観点から、統合再編協議というのは避けられない部分もございますので、そちらは両方をもって臨んでいければなというふうには思っております。ありがとうございます。

教 育 長 はい。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○報告事項

6. あいキッズ利用料改定の検討結果について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、次に参ります。報告(6)「あいキッズ利用料改定の検討結果について」です。地域協力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、あいキッズ利用料改定の検討結果についてご説明をさせていただきます。

「地－1」をご覧ください。

まず、「はじめに」にありますとおり、あいキッズ利用料につきましては、受益者負担の原則に基づきまして、区全体の使用料・手数料の改定期に合わせまして改定の検討を行っています。

今年度は、区全体の使用料手数料の改定期に当たりまして、あいキッズにつきましても、令和7年4月からのあいキッズの利用料について検討を行ったところでございます。

2の改定経過でございますが、現行のあいキッズ制度を開始した平成26年度に、あいキッズの利用料は、利用者負担割合を当時の認可保育所の保育料の考え方と同様に10%と設定いたしました。その後、認可保育所につきましては、平成30年度の負担割合を11.5%とする改定を行いましたが、この際はあいキッズ利用料の改定は行っておりません。

前回、区全体の使用料・手数料の改定検討時期にありました令和2年度につきましては、あいキッズの利用料についても改定の検討を行ったのですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、令和3年4月の改定を見送り、現在に至っております。

3の現在の利用料でございますが、利用料の対象につきましては、保護者の就

労等によりまして、平日の午後５時から６時までの１時間の利用の区分、きらきらタイムＡ、午後５時から７時までの２時間の利用の区分、きらきらタイムＢ、土曜日の午前８時から、原則、午後６時までの利用の区分、きらきらタイムＳの３つの区分が有料となっております。

利用料としては、それぞれの区分ごとに、平日のきらきらタイムＡは月額２，７００円でありまして、この内訳は、育成料１，２００円、補食費１，５００円となっております。

また、きらきらタイムＢは、月額３，９００円であります。この内訳は、育成料はＡの育成料１，２００円の２倍の２，４００円で、補食は１日１回でありますから、このきらきらタイムＡと変わらず１，５００円です。

また、土曜日のきらきらタイムＳは、日額７００円でして、この内訳は、育成料が６１５円、補食費が８５円となっております。

４の改定検討の考え方でございますが、まず（１）の改定の検討の対象としては育成料と補食費、両方でございます。

また、（２）改定検討の概要といたしましては、２ページ目に移っていただきまして、アの育成料をご覧くださいますと、直近の令和５年度の決算値を基に、１人当たりの１時間単価からひと月に当たる経費を算出いたしまして、保護者の負担割合を１４．９％として利用料を算定いたしました。この負担割合につきましては、本区調査の他区平均でございます。

また、イの補食費につきましては、物価高騰の影響を鑑みまして、現行の日額単価に食料に係る消費者物価指数を掛け合わせまして、新たな日額単価を算定いたしました。

また、新たな日額単価にひと月当たりの開所日数と利用率を乗じまして、月額食費を算定いたしました。

５の結論でございますが、（１）の検討の結果といたしましては、令和７年４月からのあいキッズの利用料は現行利用料を据え置きます。

補食費等の物価高騰を踏まえまして、補食費の日額単価は８５円から９７円に上がるものの、補食費の負担は実費相当分でございますから、利用率を乗じまして、月額の補食費としては、現行制度開始当初に見込まれていた利用率より低い状況にありますので、月額としては据え置きとなったところでございます。

また、その結果といたしまして、（２）の令和７年４月からの利用料につきましては記載のとおりです。

きらきらタイムＡ、Ｂの月額利用料、内訳ともに現在と変更はありません。

また、きらきらタイムＳにつきましても、全体の日額は７００円に変更ありませんけれども、その内訳が変わったところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたらお願いいたします。

（なし）

教 育 長 それでは、報告事項は以上ですが何か他にございますでしょうか。

(なし)

教 育 長 なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 1 1 時 3 0 分 閉会